

報告第1号

債権放棄の報告について（生活保護費返還金等に係る債権）

安曇野市債権管理条例(平成27年安曇野市条例第10号)第6条第1項第5号の規定により、生活保護費返還金等に係る債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告する。

記

別記様式による。

令和3年2月18日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

別記様式

1	放棄した債権の名称	生活保護法第 63 条返還金 (平成 20 年度)	33,539 円
		生活保護法第 63 条返還金 (平成 20 年度)	292,758 円
		生活保護法第 63 条返還金 (平成 22 年度)	45,000 円
		生活保護法第 63 条返還金 (平成 22 年度)	39,950 円
		生活保護法第 63 条返還金 (平成 22 年度)	215,650 円
		生活保護法第 78 条徴収金 (平成 25 年度)	1,960,925 円
		生活保護法第 78 条徴収金 (平成 26 年度)	1,320,000 円
		生活保護法第 78 条徴収金 (平成 27 年度)	134,470 円
		生活保護法第 78 条徴収金 (平成 29 年度)	461,000 円

2 債権を放棄した日 令和 3 年 1 月 21 日

3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄する事由	発生年度	件数	債権額	備考	
条例第 6 条第 1 項 第 5 号に該当	平成 20 年度	1 件	33,539 円	債務者 住所	千葉県市川市
条例第 6 条第 1 項 第 5 号に該当	平成 20 年度	1 件	292,758 円	債務者 住所	千葉県市川市
条例第 6 条第 1 項 第 5 号に該当	平成 22 年度	1 件	45,000 円	債務者 住所	千葉県市川市
条例第 6 条第 1 項 第 5 号に該当	平成 22 年度	1 件	39,950 円	債務者 住所	安曇野市
条例第 6 条第 1 項 第 5 号に該当	平成 22 年度	1 件	215,650 円	債務者 住所	安曇野市
条例第 6 条第 1 項 第 5 号に該当	平成 25 年度	1 件	1,960,925 円	債務者 住所	群馬県桐生市
条例第 6 条第 1 項 第 5 号に該当	平成 26 年度	1 件	1,320,000 円	債務者 住所	長野県飯田市
条例第 6 条第 1 項 第 5 号に該当	平成 27 年度	1 件	134,470 円	債務者 住所	長野県飯田市
条例第 6 条第 1 項 第 5 号に該当	平成 29 年度	1 件	461,000 円	債務者 住所	長野県飯田市
合計		9 件	4,503,292 円		